

食品営業者の衛生管理の徹底を図るため 「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するため、衛生的な取扱いがおろそかになりやすく、また、ノロウイルスによる食中毒が発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品取扱い施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い衛生管理の徹底を図るとともに、店頭からの食品の抜き取り検査を実施します。

1 実施期間

平成 27 年(2015 年)12 月 1 日（火）から 12 月 28 日（月）まで

2 実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

3 実施方法

（1）施設に対する立入検査

ア 重点施設

大規模な旅館、仕出し屋、弁当屋、スーパーマーケット等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示の確認等

（2）食品の抜き取り検査

ア 対象食品

食肉、魚介類、冷凍食品、野菜・果実等

イ 検査項目

微生物（細菌数、大腸菌、サルモネラ属菌等）

食品添加物（着色料、保存料、発色剤等）

残留農薬

放射性物質等

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

○ 参考資料

平成 26 年度（2014 年度）の年末一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導施設数	指導施設の内訳
3, 124	577	・許可を要する営業施設 : 532施設 ・許可を要さない営業施設 : 45施設

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適合数	不適合内容
256	0	

○ その他

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106